

随意契約理由書

件 名	ハツカネズミ
契約の相手方	満潮鮮魚
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>動物園における飼料は、飼育動物の多様性・特殊性のため、一般市場では見かけることのない特殊なものが多い。量に関しても、大量・常時必要なものばかりではなく、不可欠でありながら、少量・スポット的に必要となる品目が多い。商品の特殊性ゆえに市場規模も大きくなく、取り扱う業者はもともと数が少ない上、動物の繁殖時期・季節による食性の変化などに対応して必要な商品を納入できる業者の数は、限られているのが現状である。</p> <p>本件ハツカネズミの納入についても、本園で大量にストックができず、少量ずつ頻繁に納入することとなり、緊急時に対応できるようにする必要があることから、神戸市の近隣の業者である必要があり、取り扱いが可能と思われる近隣の業者に見積り依頼したところ、仕様書に定めるとおりに対応できるのは上記業者のみであるため、随意契約を行なうものである。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	建設局王子動物園 運営係 (電話番号 861-5624)